

## 母子福祉部会（概要版）

### 【提言項目】

#### 母子生活支援施設の広域利用の促進について

#### 【母子福祉部会とは】

都内37の母子生活支援施設と（財）東京都母子寡婦福祉協議会で構成。母子福祉の向上のために、情報交換や研修、調査、広報誌「ほほえみ」の発行を行っている。

平成18年度は「自立支援計画策定マニュアル（改訂版）」の策定や「ほほえみ No.47」の発行、活動報告書として「年報」、「従事者会活動報告」の作成、都内の母子生活支援施設の実態を調査した「平成18年度 東京の母子生活支援施設実態調査報告書」を作成した。

また、対外的に母子生活支援施設の問題を発信することを目的に「母子福祉研究大会」を開催した。

## 母子福祉部会（詳細版）

### 【提言項目】

#### 母子生活支援施設の広域利用の促進について

#### 【現状と課題】

本提言は3年連続しておこなうものであるが、実態としては昨年度と進化がみられなかった。そこで、再度提言として掲げ、前回の提言を再掲し、広域利用の促進について、その必要性を再確認するとともに、この1年間において協議してきた内容を紹介しつつ次年度への課題を明らかにしていく。

#### 1) 広域利用の必要性

平成16年度の東京の母子生活支援施設実態調査（東社協母子福祉部会）のデータによると、家庭内暴力（DV）等による母子生活支援施設の利用が31.5%を占めている。また、平成16年10月に実施した広域入所に関するアンケート（同）では、実際に入所している世帯で本来他区市への入所が望ましいケースが679件中62件（9.1%）という結果がでている。また、最近の入所理由のトップがDVによる入所である。

DV被害を受けた母子家庭が、心の傷を癒しながら、安心して将来を考え、自立生活を目指していくためには、現在住んでいる地域や近接地の施設に入所することで問題の解決はできない。広域対応をすることが問題解決する1つの対策である。

## 2) 母子生活支援施設の現状

都内の母子生活支援施設の充足率状況は、平成17年4月から12月の月初で89.9%である。エリア別にみると、区部が89.3%で多摩地区が91.9%となっており、多摩地区の充足率が区部を大きく（2.6ポイント）上回っている。

区部では母子生活支援施設が31施設あり、公立（民営含む）施設が多く、自区内の母子家庭のみを対象にしているところが多い。自区内対応の施設は、入所率変更による暫定定員への不安を抱えているのも事実である。多摩地区では母子生活支援施設が6施設あり、ある程度「広域利用」ができていますが、区部や都外への広域移行も希望している。

多くの区では、現地保護（親戚や友人を頼って逃げてきた母子家庭を、その地区の福祉事務所でそのまま保護すること）は実施しているものの、施設に空き室があっても、基本的には他区市の母子家庭のための提供は考慮されていない。また、広域対応のための予算措置がされていない現状である。

## 3) 広域利用を妨げる課題

広域利用を妨げている原因の1つとして、「費用支払いシステム」の問題が上げられる。現在、母子生活支援施設は「措置費」で運営されているが、都においては「サービス推進費」に基づいている。しかし、区部ではこの財源は財調に含まれており、施設の運営は区の裁量に左右される割合が大きく、また、区によって特別に加算されているケースもあり統一性がない。「サービス推進費」の見直しが必要である。

次に、広域利用をするためには、母子生活支援施設の経常経費のほかに「広域利用のための必要経費」を予算化する必要がある（1世帯あたり年間300～400万円）。予算計上をしていない（できない）地区も多く存在し、予算化を進める取り組みが必要である。

また、広域利用を進めるためには現在の母子生活支援施設の空き状況の把握も必要となる。他地区の施設の空き情報が迅速・的確にわかるシステムを構築することが必要不可欠である。平成16年度に本部会が都内福祉事務所の母子自立支援員にアンケート調査を行ったところ、平成15年度の相談ケースのうち、施設入所を必要としたケースが448件、そのうち施設に空きがなく入所できなかったケースが131件（29.2%）あった。緊急対応における迅速性という意味からも、空き室情報が即時にわかるシステムの導入に対して協力をお願いしたい。

さらに、「生活保護世帯の広域利用」については、措置移管が発生することに伴い、行政が受け入れを拒否する場合もあり、対応の検討が必要となっている。

## 【提言内容】

### 1) 今後の対応について

広域利用について、本部会では現在、課題の整理・検討をおこなうために「広域利用推進委員会」を設置して取り組んでいる。また、都においても「東京都ひとり親家庭自立支援計画」の中で「配偶者暴力被害者など母子生活支援施設等を活用した広域対応のしくみづくり」を掲げており、都の所管課と協力して「広域利用」の実現に向け取り組んでいるところである。実際には、「広域利用」はできるはずだが、23区においては進まない状況である。上記の課題に

についての行政の理解を進めることと、「生活保護世帯の広域利用」について、区や福祉事務所との調整が急務である。したがって、今後は東京都及び母子自立支援員との連携を強め、相互理解を求めていきたい。そのためには、部会が空き室情報を発信していくシステム作りを検討していくことも重要である。また、サービス推進費における広域利用の仕組みづくりも対応が必要である。

なお、広域利用について、都内すべての施設・行政において対応できるようにすることが理想であるが、まず、民間施設から始めることを含め、できるところから進めることも視野に入れて取り組んでいく必要がある。

## 2) 今期の取り組みから見えた課題

広域利用推進委員会では、2回の委員会のほか、都の所管である育成支援課長との打ち合わせや母子自立支援員連絡会会長との打ち合わせ等を行い検討と情報交換をした。そこから見えてきた課題をあげ、今後の取り組みの指針としたい。

- 広域利用を妨げるネックとなる課題の検討
  - 例・・・生活保護、経費負担（区独自加算等も含む）、広域利用で付随する事務の効率化等
- 広域利用に関する理解の推進
- 母子自立支援員連絡会等、関係機関との協働
- モデル地区による試行

委員会としては、まず、母子自立支援員との連携を密にした「広域利用推進」を図ることから取り組んでいく。